

総 務 規 程

(総 則)

第 1 条 本規程は、本学会の会務に関する全般的事項、および他に属せざる事項など、総務に関わる事項について定める。

(本学会の組織)

第 2 条 本学会の組織は、理事会、評議員会、総会、および経営戦略会議からなる 4 つの会議、4 つの部門、9 つの支部ならびに電気規格調査会から構成される。

これらの下部組織等も含めた組織および会議体編成図を、付 1 に示す。

(会員等)

第 3 条 前条の部門あるいは支部に属する会員等は、次のように定める。

- (1) 各部門の部門誌購読の登録会員を、その部門に属する会員という。複数の部門の部門誌を購読する者は、それぞれの部門に属する会員となる。
- (2) その支部地域内に連絡先を有する会員を、その支部に属する会員という。
- (3) 正員等それぞれの会員種別については、1、2 項において、「会員」をそれぞれの該当する会員種別に読み替えるものとする。

(本学会の組織・活動・運営に係わる規則)

第 4 条 本学会の活動・運営は、定款、細則および規程類に準拠して行う。

(総務の業務)

第 5 条 総務の主な業務は、次に関する事項とする。

- (1) 事業計画、事業報告の策定
- (2) 理事会、評議員会、総会の運営
.....それぞれの「運営要綱」に詳細を定める。
- (3) 役員等の選出
.....「役員等の選出規程」に詳細を定める。
- (4) 名誉員の推薦、本学会の表彰、外部団体の表彰への推薦など
.....「名誉員の推薦規程細目」に詳細を定める。
.....「表彰規程」に詳細を定める。
.....「外部団体への表彰推薦の手引き」に詳細を定める。
- (5) 他機関および各国との契約、折衝、交流
.....「協定に基づく外国学会との交流規程細目」に詳細を定める。
.....「国際会議規程細目」に詳細を定める。
.....「100周年記念基金国際交流助成規程細目」に詳細を定める。
- (6) 広報・広聴、会員拡大、会員サ・ビス
.....「学会活動推進員規程細目」に詳細を定める。
.....「会員の知識・経験流通サービス規程細目」に詳細を定める。
- (7) 組織、組織間の問題の調整
- (8) 規程類、文書類の管理
.....「規程類管理規程」に詳細を定める。
.....「文書保存管理規程細目」に詳細を定める。
- (9) 事務局の運営管理
.....「事務局の運営管理規程細目」に詳細を定める。
- (10) その他、他に属せざる事項
.....「物故者に対する弔意の手引き」に詳細を定める。

(所 管)

第 6 条 総務に関する主要な事項の審議調整は、理事会の下部会議体である総務会議があたる。

(付則)

1. 平成 3 年 3 月 26 日、理事会において承認制定。
2. 平成 3 年 5 月 24 日より施行。
3. 平成 10 年 5 月 21 日、理事会において一部改正。
4. 平成 16 年 3 月 3 日、理事会において一部改正。
5. 平成 17 年 4 月 21 日、理事会において一部改正。